

3 食品機動監視課事業

3 食品機動監視課事業

食品機動監視課の業務は、千葉県組織規程により定められているほか、健康生活支援課との業務分担等について、「食品営業施設等監視指導事務処理要領」により規定されている。

これにより、食品機動監視課は主として、食品衛生法施行令第35条に規定する営業のうち卸売市場法第2条第2項の卸売市場、いわゆる大規模小売店舗、集団給食施設等を対象に、「千葉県食品衛生監視指導計画」に基づき監視指導及び食品の収去等を実施している。

なお、食品機動監視課は近隣の健康福祉センター（保健所）を兼務し、1課当たりの専任の食品衛生監視員が3～4名で構成されている。

食品広域監視班等

平成4年度～	食品広域監視班	県下8班	
平成9年度～	食品(広域)監視班	県下7班	
平成12年度～	食品広域監視班	県下5班	(市川・柏・佐倉・香取・茂原)
	食品監視課	県下2課	(安房・木更津)
平成16年度～	食品広域監視班	県下5班	(習志野・柏・印旛・香取・長生)
平成20年度～	食品機動監視班	県下7班	(習志野・松戸・印旛・香取・長生・安房・君津)
平成24年度～	食品機動監視課	県下7課	(習志野・松戸・印旛・香取・長生・安房・君津)

表2-1 保健所別食品機動監視課所掌施設数・監視件数・行政処分件数・指導票交付件数

区分 機関名	許可を要する施設					許可を要しない施設					合 計				
	施設数	監視件数	違反者等に対する措置件数			施設数	監視件数	違反者等に対する措置件数			施設数	監視件数	違反者等に対する措置件数		
			行政処分	以行政の処 置	指導票交付			行政処分	以行政の処 置	指導票交付			行政処分	以行政の処 置	指導票交付
習志野	1,422	1,724				385	595				1,807	2,319			
市川	1,893	2,214				598	656				2,491	2,870			
松戸	2,225	2,283		1		915	1,593				3,140	3,876		1	
野田	521	594				143	286				664	880			
印旛	1,945	2,417		1	1	397	1,156				2,342	3,573		1	1
香取	500	1,156				41	689				541	1,845			
海匝	975	2,254				108	1,216				1,083	3,470			
山武	939	1,353				117	678				1,056	2,031			
長生	640	1,047				61	617				701	1,664			
夷隅	549	952				54	512				603	1,464			
安房	1,131	2,290			1	80	1,346				1,211	3,636			1
君津	1,411	2,601			2	403	1,311		1		1,814	3,912		1	2
市原	747	862				245	442				992	1,304			
計	14,898	21,747		2	4	3,547	11,097		1		18,445	32,844		3	4

表2-2 食品機動監視課保健所別監視状況

業種別		保健所別													
		習志野	市川	松戸	野田	印旛	香取	海匝	山武	長生	夷隅	安房	君津	市原	合計
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	253	489	414	107	500	156	340	226	201	212	367	568	187	4,020
	仕出し屋・弁当屋	158	142	152	39	157	84	110	75	69	47	135	144	64	1,376
	旅館	1	46	32	13	42	20	36	19	49	90	187	56	1	592
	その他	304	492	469	107	392	199	550	268	257	166	490	748	216	4,658
	小計	716	1,169	1,067	266	1,091	459	1,036	588	576	515	1,179	1,516	468	10,646
許可を要する業種	菓子製造業	183	239	223	56	234	156	241	129	88	75	213	211	88	2,136
	乳処理業	6			4	3	8			2		6	5		34
	特別牛乳さく取処理業														
	乳製品製造業	3	2		6	20	10		11	4	10	4	10		80
	集乳業						1			1		1		1	4
	魚介類販売業	80	93	230	32	214	90	200	118	62	82	195	177	53	1,626
	魚介類せり売り営業					1		2			5	18	4		30
	魚肉ねり製品製造業				1	14	2	20	1	1	2	2	6	1	50
	食品の冷凍または冷蔵業	23	5	6	3	45	11	52	23	9	9	37	15	1	239
	かん詰又はびん詰食品製造業	4	1	5	7	5	7	21	6		1	5	13		75
	喫茶店営業	243	245	174	56	202	36	58	61	52	37	68	67	38	1,337
	あん類製造業	5		3	3	1	7	6	2			3	3		33
	アイスクリーム類製造業	17	43	22	5	68	19	22	10	8	5	49	39	17	324
	乳類販売業	242	283	309	73	194	98	191	120	76	79	195	215	89	2,164
	食肉処理業	14	5	13	1	26	11	24	8	9	4	8	9	5	137
	食肉販売業	78	93	177	27	137	100	151	111	70	58	111	152	57	1,322
	食肉製品製造業	11	3	3		12	11	8	4	6		3	4	6	71
	乳酸菌飲料製造業	3				2	5					3	2		15
	食用油脂製造業					1	1	9	3	2			3	2	21
	マーガリン又はショートニング製造業					1		1	2						4
	みそ製造業	2		5	5	2	7	23	18	8	5	13	12	4	104
	醤油製造業	8	1	3	11	3	8	13	2				5		54
	ソース類製造業	14	2	3	4	14	6	14	7	5	1	2	6		78
	酒類製造業		1	3	2	1	8	4	8	3	8	5	9		52
	豆腐製造業	7		1	4	5	3	11	11	5	5	18	8		78
	納豆製造業						1		1			3			5
	めん類製造業	3	6	8	6	10	2	10	7	11	3	8	5	3	82
	そうざい製造業	45	21	24	9	83	72	119	83	37	45	120	80	10	748
	添加物製造業			2	6	8	5	3	4	5		1	10	19	63
	食品の放射線照射業														
	清涼飲料水製造業	11	2	1	5	16	11	5	8	6		2	8		75
	冰雪製造業	6				3		6	4		1	12	4		36
	冰雪販売業			1	2	1	1	4	3	1	2	6	3		24
	計	1,724	2,214	2,283	594	2,417	1,156	2,254	1,353	1,047	952	2,290	2,601	862	21,747
許可を要しない業種	学校	8	8	16	1	44	3		37	19	6	3	11	7	163
	病院・診療所	9	3	7	3	6		1		3		10	3	1	46
	事業所	2		2		5				1		2	2	1	15
	その他	7	1	26	21	70	3		3	15	2	15	38	10	211
	小計	26	12	51	25	125	6	1	40	38	8	30	54	19	435
	乳さく取業					1									1
	食品製造業	12	4	46	14	35	25	56	37	12	12	57	28	5	343
	野菜・果実販売業	77	76	199	35	106	81	132	78	67	56	128	152	57	1,244
	そうざい販売業	83	86	247	38	170	112	199	99	103	80	232	207	62	1,718
	菓子(パンを含む)販売業	114	170	284	49	219	147	249	126	131	106	297	257	91	2,240
	食品販売業(上記以外)	117	164	356	58	293	170	315	141	156	146	357	292	96	2,661
	添加物製造業 ※	2										2	1		5
	添加物販売業	81	67	205	32	94	77	135	79	57	51	97	152	58	1,185
冰雪採取業															
器具、容器包装、おもちゃの製造業又は販売業	83	77	205	35	113	71	129	78	53	53	146	168	54	1,265	
計	595	656	1,593	286	1,156	689	1,216	678	617	512	1,346	1,311	442	11,097	

※ 法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く

表2-3 食品機動監視課業種別行政処分等の状況

業種別		区分別	行政処分	その他	計	指導票
飲食店営業	一般食堂・レストラン等					
	仕出し屋・弁当屋					3
	旅館					1
	その他					
	小	計				4
許可を要する業種	菓子製造業			1	1	
	乳処理業					
	特別牛乳さく取処理業					
	乳製品製造業					
	集乳業					
	魚介類販売業					
	魚介類せり売り営業					
	魚肉ねり製品製造業			1	1	
	食品の冷凍または冷蔵業					
	かん詰又はびん詰食品製造業					
	喫茶店営業					
	あん類製造業					
	アイスクリーム類製造業					
	乳類販売業					
	食肉処理業					
	食肉販売業					
	食肉製品製造業					
	乳酸菌飲料製造業					
	食用油脂製造業					
	マーガリン又はショートニング製造業					
	みそ製造業					
	醤油製造業					
	ソース類製造業					
	酒類製造業					
	豆腐製造業					
	納豆製造業					
	めん類製造業					
	そうざい製造業					
	添加物製造業					
	食品の放射線照射業					
	清涼飲料水製造業					
	冰雪製造業					
冰雪販売業						
		計		2	2	4
許可を要しない業種	学校					
	病院・診療所					
	事業所					
	その他					
	小	計				
	乳さく取業					
	食品製造業			1	1	
	野菜・果実販売業					
	そうざい販売業					
	菓子(パンを含む)販売業					
	食品販売業(上記以外)					
	添加物製造業 ※					
	添加物販売業					
	冰雪採取業					
器具、容器包装、おもちゃの製造業又は販売業						
		計		1	1	

※ 法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く